

浪江にじいろこども園増築事業
公募型プロポーザル・デザインビルド方式実施要領

事業者評価基準

令和3年7月

浪江町 教育委員会事務局

浪江にじいろこども園増築事業 事業者評価基準

第1 総則

本事業者評価基準（以下「評価基準」という。）は、浪江町（以下「町」という。）が実施する浪江にじいろこども園増築事業において、契約の相手方となる民間事業者（以下「事業者」という。）を評価・選定するための方法・基準等を示すものである。

第2 評価方法・体制

1 評価方法

事業者より提出された提案書等については、本評価基準に基づき品質、設計・建設工期、建設費、安全施工、静音、防塵施工等を総合的に評価し、総合評価点の高い順に事業者を決定（以下「選定事業者」という。）するものとする。

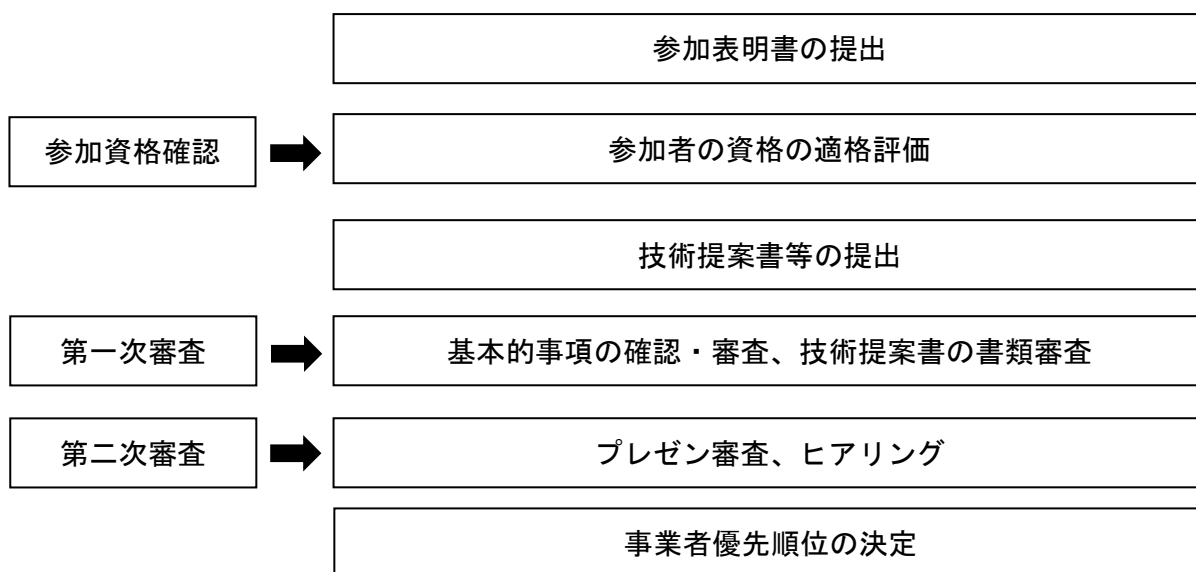
2 評価体制

提案内容の評価にあたっては、本評価基準に関する評価、事業者から提出された提案書等の評価及び事業者の選定を行う、浪江にじいろこども園増築事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設けることとし、その詳細を「浪江にじいろこども園増築事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式選定委員会設置要綱」に定める。

3 評価手順

本評価は、参加資格評価、第一次審査、第二次審査に分けて実施する。

参加資格評価・基本的事項の確認は町の事務局が行うものとし、それ以外は選定委員会において評価する。



第3 評価の項目・基準・配点

1 参加資格評価

「浪江にじいろこども園増築事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式実施要領」（以下「要領」という。）第4に定める応募者の要件を確認する。

2 第一次審査

（第一段階）基本的事項の確認

次の項目を審査し、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

- ①要領に定める施設の要求性能等を満たしていること。
- ②建設費等が要領に示す提案見積上限額以内であること。

（第二段階）技術提案書の書類審査

以下に示す評価項目・評価基準を基に評価点の合計により評価する。

○評価項目と配点 ※要領に示す施設の基本条件・要求水準等を満たすこと

1. 企業の実績

評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点
企業の実績 (配点 10 点)	① 施工事業者業務実績 ※複数の場合は、主たる施工事業者の業務実績を評価対象とする。	・ 過去 10 年間に 1 億円以上の同種業務実績が 2 件以上ある場合	5 点
		・ 過去 10 年間に 1 億円以上の同種業務実績が 1 件、または 1 億円以上の類似業務実績が 2 件以上ある場合	3 点
		・ 過去 10 年間に 1 億円以上の類似業務実績がある場合	1 点
	②設計・工事監理事業 者業務実績 ※複数の場合は、主たる設計・工事監理事業者の業務実績を評価対象とする。	・ 過去 10 年間に 1000 万円以上の同種業務実績が 2 件以上ある場合	5 点
		・ 過去 10 年間に 1000 万円以上の同種業務実績が 1 件または 1000 万円以上の類似業務実績が 2 件以上ある場合	3 点
		・ 過去 10 年間に 1000 万円以上の類似業務実績がある場合	1 点
	得点		
【評価基準】 ・ 同種業務とは、軽量鉄骨造（幼稚園、認定こども園、保育所）の新築工事又は増築工事の施工、設計及び工事監理をいう。 ・ 類似業務とは、軽量鉄骨造（倉庫・工場を除く。）の新築工事又は増築工事の施工、設計及び工事監理をいう。			

2. 配置技術者の実績

評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点
a. 設計管理者 の技術力 (配点 12 点)	①技術者資格	・ 一級建築士資格を有する場合	5 点
	②実務実績	・ 過去 10 年間に 1000 万円以上の同種業務実績が 2 件以上ある場合	5 点
		・ 過去 10 年間に 1000 万円以上の同種業務実績が 1 件または 1000 万円以上の類似業務実績が 2 件以上ある場合	3 点
		・ 過去 10 年間に 1000 万円以上の類似業務実績がある場合	1 点
	③経験年数	・ 経験年数が 20 年以上である場合	2 点
		・ 経験年数が 10 年以上 20 年未満である場合	1 点
b. 現場代理人 の技術力 (配点 12 点)	①技術者資格	・ 一級建築士資格を有する場合	5 点
	②実務実績	・ 過去 10 年間に 1 億円以上の同種業務実績が 2 件以上ある場合	5 点
		・ 過去 10 年間に 1 億円以上の同種業務実績が 1 件または 1 億円以上の類似業務実績が 2 件以上ある場合	3 点
		・ 過去 10 年間に 1 億円以上の類似業務実績がある場合	1 点
	③経験年数	・ 経験年数が 15 年以上である場合	2 点
		・ 経験年数が 10 年以上 15 年未満である場合	1 点
【評価基準】 ・ 同種業務とは、軽量鉄骨造（幼稚園、認定こども園、保育所）の新築工事又は増築工事の施工、設計及び工事監理をいう。 ・ 類似業務とは、軽量鉄骨造（倉庫・工場を除く）の新築工事又は増築工事の施工、設計及び工事監理をいう。			
			得点 /24 点

3. 要領に基づく技術提案

評価項目	評価基準	配点
快適かつ安心・安全な施設整備に関すること (配点 50 点)	①施設配置計画のコンセプト	5 点
	②子どもたちが快適に過ごすことができる環境に配慮した施設の配置、平面プラン、その他設備設置等となっているか	10 点
	③保育教諭等が安心・安全に保育ができる環境に配慮した施設の配置、平面プラン、その他設備設置等となっているか	10 点
	④施設等の性能の確保（省エネ性、耐久性に優れ、維持管理が容易なものとなっているか）	5 点
	⑤施設等の品質の確保は図られているか	5 点
	⑥景観や既存園舎との調和に配慮した建築デザインとなっているか	5 点
	⑦施設の長期的な維持管理体制について提案されているか	5 点
	⑧完成後のランニングコストの削減について優れた提案がされているか	5 点
施設の設計工期及び建設工期に関すること (配点 10 点)	①工事契約締結の時点から町への引き渡し期間内において、妥当な工期が提案されているか	5 点
	②工期短縮の独自提案について具体的かつ優れた提案がされているか	5 点
建設費に関すること (配点 10 点)	廉価で要求水準を備えた建設費となっているか	10 点
安全、静音、防塵施工についての独自提案 (配点 20 点)	①既存施設での保育環境への影響を最小限に抑えるための具体的かつ優れた提案がされているか	10 点
	②安全、静音、防塵施工について具体的かつ優れた提案がされているか	10 点
	得点	/90 点

3 第二次審査

第一次審査によって選ばれた上位3者によるプレゼンテーション後ヒアリング審査を行う。なお、評価については以下の評価項目・評価基準を基に審査する。

○プレゼンテーション・ヒアリング審査方法

- ・プレゼンテーションは事業者が期日までに町へ提出した参加表明書・技術提案書のみを使い15分以内で説明すること。
- ・パワーポイントを使ったプレゼンテーションも可とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは町で用意するが、その他必要な物は事業者が持ちこむこととする。
- ・プレゼンテーション・ヒアリング審査の出席者は最大4名までとし、配置技術者を必ず1名以上出席させること。
- ・説明後は委員からヒアリング審査を15分程度行う。

1. プレゼンテーション・ヒアリング審査評価項目と配点

評価項目	評価基準	配点	
説明の明確さ (配点 20 点)	説明内容が技術提案書の内容をよく補完していたか	あまり補完されていない	1 点
		概ね補完されているが十分ではない	4 点
		よく補完されている	7 点
		十分に補完されており、分かりやすい	10 点
	説明は分かりやすい表現となっていたか	分かりづらい表現であった	1 点
		概ね分かりやすかったが十分ではない	4 点
		分かりやすい表現であった	7 点
		大変分かりやすく、よく理解できた	10 点
取組姿勢 (配点 10 点)	取組意欲が強く感じられたか	あまり感じられなかった	1 点
		概ね感じられたが十分ではない	4 点
		強く感じられた	7 点
		強く感じられ、とても期待できる	10 点
対応力 (配点 10 点)	ヒアリングに対する応答が明快かつ迅速であるか	不明快でありあまり迅速ではなかった	1 点
		概ね明快かつ迅速であったが十分ではない	4 点
		明快かつ迅速であった	7 点
		とても明快かつ迅速であり、よく理解できた	10 点
			/40 点

第4 選定事業者の決定

(1) 決定方針

第一次審査・第二次審査の評価点の合計を総合評価点（最大で164点）とし、総合評価点の最も高い者を選定事業者とする。

ただし、最高点が同点数で2者以上あるときは、選定委員会による合議により選定事業者を決定する。

(2) 選定結果の公表

選定結果は、令和3年8月上旬に応募者に文書で通知し、併せてホームページ上で選定事業者と次点の事業者を公表する。（電話等による問合せは不可とする。）